

**平成 18 年度
横浜市人事行政の運営等の状況**

平成 19 年 11 月
横 浜 市

この報告書は、地方公務員法（昭和25年法律第261条）第58条の2及び横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年2月横浜市条例第2号）第6条の規定に基づき、横浜市人事行政の透明性を高め、その公正性の一層の確保を図るため、本市における職員の任用や給与、勤務条件、厚生福利などを広く市民の皆様公表するものです。

目 次

人事行政の運営の状況

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況	2
ア 採用及び退職等の状況	2
イ 昇任及び降任の状況	4
ウ 任用形態別の職員数の状況	5
(2) 職員の給与の状況	6
【参考】新たな人事給与制度の構築・運用の取組及び本市ラスパイレス指数の推移	6
ア 人件費の状況	7
イ 職員給与費の状況	8
ウ 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況	8
エ 初任給の状況	9
オ 経験年数別・学歴別平均給与月額の状況	9
カ 級別職員数の状況	9
キ 職員手当の概要	12
ク 特別職の報酬等の状況	16
(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	17
ア 勤務時間の状況	17
イ 年次休暇の取得状況	17
ウ 特別休暇の概要	18
エ 育児休業及び部分休業の取得状況	18
オ 介護休暇の取得状況	19
(4) 職員の分限及び懲戒処分の状況	20
ア 処分事由別分限処分者数の状況	20
イ 処分事由別懲戒処分者数の状況	21
(5) 職員のサービスの状況	22
ア 職員の職務に係る倫理の保持に関する取組みの状況	22
イ 営利企業等への従事許可状況	23
ウ 職務専念義務の免除（職免）の概要	23
【参考】横浜市職員倫理規程の概要（平成16年4月1日施行）	24
(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況	25
ア 研修の基本方針	25
イ 研修体系	26
ウ 研修実績	27
エ 勤務成績の評定の状況	29
(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況	31
ア 衛生管理関係の実施状況	31
イ 厚生福利関係の実施状況	32
ウ 公務災害認定件数	32
エ その他（職員共済組合、健康保険組合、職員厚生会）	33

人事委員会の業務の状況

(1) 職員の競争試験及び選考の状況	38
ア 採用	38
イ 昇任	42
ウ 転職	44
(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	45
ア 報告	45
イ 勧告	46
(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況	47
ア 処理状況	47
イ 完結事案	47
(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況	47
ア 処理状況	47
イ 完結事案	47
(5) その他市長が必要と認める事項	48
ア 組織及び運営	48
イ 職員団体の登録の状況	50
ウ 管理職員等の範囲の指定	50
エ 労働基準監督機関としての職権の行使	51
オ 職員の苦情の処理の状況	51

【参考】根拠法令

地方公務員法	52
横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	53

[本報告書で使用している用語について]

市長部局... 行政委員会、企業局を除く局、事業本部、区
行政委員会... 選挙管理委員会、人事委員会、監査、市会の事務局及び
教育委員会
企業局... 水道局、交通局、病院経営局

(注) 安全管理局は、危機管理室及び地域安全支援課の職員を除いた数値です。

人事行政の運営の状況

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況

「地方公務員法」では、退職等により職員に欠員が生じた場合、採用や昇任等の方法により職員を任命することができることとされています。

なお、職員の採用や昇任等は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行うものとされています。

ここでは、職員の採用や昇任、任用形態別の職員数について紹介します。

ア 採用及び退職等の状況

職員の採用状況及び退職等の状況は次のとおりです。

(ア) 職員の採用状況及び退職状況

(単位：人)

区 分	採用	退職				合計
		定年	定年前早期退職	普通	その他	
市長部局等	309	201	204	248	73	726
安全管理局	85	57	8	29	4	98
水道局	0	67	24	7	4	102
交通局	8	58	80	15	6	159
病院経営局	140	7	15	146	1	169
教育委員会	7	81	10	19	7	117
計	549	471	341	464	95	1,371

(注1) 市長部局等とは、市長部局及び行政委員会(教育委員会を除く)をいいます。

(注2) 「定年前早期退職」とは、一定の年齢又は勤続年数以上の者に希望を募り、それに応じて定年前に早期退職した者です。

(注3) 「普通」とは、定年前に自己都合等により退職した者です。

(注4) 「その他」には、死亡退職、懲戒免職等が含まれます。

区 分	採用	退職				合計
		定年	勸奨退職	普通	その他	
県費負担教職員	846	284	220	205	12	721

(注1) 県費負担教職員とは、神奈川県が給与費を負担している小中学校、特別支援学校に勤務する職員です。

(注2) 「勸奨退職」とは、年齢50歳以上かつ勤続25年以上(昭和60年3月31日在職者は15年以上)で勸奨に応じて退職した者です。

(注3) 「その他」には、死亡退職、懲戒免職等が含まれます。

(イ) 定年退職者(課長級以上)の再就職状況

(単位:人)

区分	退職者数	再就職者数	再就職者の内訳	
			外郭団体	その他
区局長級等	25	23	15	8
部長級	28	26	9	17
部次長級	31	21	8	13
課長級	149 (91)	115 (68)	13 (5)	102 (63)
計	233 (91)	185 (68)	45 (5)	140 (63)

(注1)「定年退職者(課長級以上)の再就職状況」とは、市長部局、安全管理局、企業局及び行政委員会の課長級以上で、平成18年度に退職した職員を対象として、外郭団体等からの要請により、求められている人材にふさわしい定年退職者を紹介した場合や、再就職した定年退職者から再就職先について報告を求め把握した、再就職した者の全ての状況です。

なお、課長級以上で退職した職員の再就職に関する透明性・信頼性の確保に向けた取り組みとして、平成18年度退職者については、本人の同意を得たうえで、再就職先等を公表しています。詳しくは、横浜市ホームページ

<http://www.city.yokohama.jp/me/gyousei/jinjisoshiki/saisyuusyoku/index.html>

または、市庁舎1階市民情報室にて閲覧することができます。

(注2)区局級等には、副市長が含まれます。

(注3)「外郭団体」とは、地方自治法第221条第3項及び地方自治法施行令第152条に定める法人及び設立の経緯や本市施策の関連性から議会に報告している団体、本市出資率25%以上の法人、出資法人のうち市が主たる出資者で、主要な役職員に本市関係者が就任している、または財政援助を行っている団体、非出資法人のうち市の事務事業と密接な関係を有し、市長が指定する団体です。

(注4)「民間企業」とは、(注3)に該当しない会社法に基づく法人等です。

(注5)「その他」には、(注3)～(注4)に該当しない財団法人、区民利用施設協会等が含まれます。

(注6)課長級退職者のうち、()内数字は学校長となります。

イ 昇任及び降任の状況

昇任とは現職より上位の職に任命されることであり、降任とは地位を下げて下級の任務に就くことです。

職員の昇任及び降任の状況は次のとおりです。

(単位：人)

区 分	昇 任						降 任
	係長級	課長補佐級	課長級	部次長級	部長級	区局長級	
市長部局等	109	76	48	30	18	7	2
安全管理局	15	12	7	3	0	0	0
水道局	15	2	2	2	1	0	0
交通局	22	6	7	0	3	0	0
病院経営局	14	5	5	0	2	0	0
教育委員会	4	3	4	2	0	0	0
計	179	104	73	37	24	7	2

(注) 市長部局等とは、市長部局及び行政委員会(教育委員会を除く)をいいます。

区 分	昇 任			降 任
	副校長	校長代理	校長	
高等学校等教育職員	1	0	2	0

区 分	昇 任		降 任
	副校長	校長	
県費負担教職員	74	58	1

(注) 「降任」には、地方公務員法第28条による分限処分としての降任のほか、本人が希望する場合に降任することができる「希望降任制度」によるものを含みます。

ウ 任用形態別の職員数の状況

任用形態別の職員数の状況は次のとおりです。

(単位：人)

区 分		職員数		
		平成18年度 (A)	平成17年度 (B)	(A) - (B)
市長部局	職 員	17,451	18,007	556
	再任用職員 (常勤)	0	0	0
	再任用職員 (短時間)	377	401	24
	小 計	17,828	18,408	580
行政委員会等	職 員	6,314	6,416	102
	再任用職員 (常勤)	0	0	0
	再任用職員 (短時間)	114	158	44
	小 計	6,428	6,574	146
企業局	職 員	6,090	6,360	270
	再任用職員 (常勤)	0	0	0
	再任用職員 (短時間)	171	227	56
	小 計	6,261	6,587	326
合 計		30,517	31,569	1,052
県費負担教職員	職 員	14,361	14,172	189
	再任用職員 (常勤)	26	31	5
	再任用職員 (短時間)	51	68	17
	小 計	14,438	14,271	167
総 合 計		44,955	45,840	885

(注1) 行政委員会等には、行政委員会のほか、安全管理局が含まれます。

(注2) 職員数は各年4月1日現在の一般職に属する職員数 (常勤の教育長を含む) であり、臨時及び非常勤職員などを除くものです。

(注3) 再任用職員 (短時間) は常勤に比し勤務時間が短いものです。

(2) 職員の給与の状況

地方公務員の給与は、国や他の地方自治体の職員、民間企業の従業員の給与等を考慮して定めることになっています。

職員に支給される給与は、本市人事委員会が民間企業の給与の実態などを調査のうえ、必要に応じて勧告を行い、これに基づき市会の審議を経て決定されます。

ここでは、平成18年度の給料、諸手当から構成される給与など人件費の状況や給料表の級別職員数などを紹介します。（なお、平成18年度の職員給与実態をよりの確に反映させるため、平成19年4月1日現在の数値を採用している場合もあります。）

本市では、厳しい財政状況の中で、市民ニーズの変化にあわせて、より効率的・効果的な行政運営を行うために、人事給与制度の見直しに取り組んできました。今後も、市民満足度の向上に向けて、職員の意欲や能力、実績が適切に反映できる人事給与制度の適正な運用に取り組んでいきます。

【参考】新たな人事給与制度の構築・運用の取組及び本市ラスパイレス指数の推移

1 新たな人事給与制度の構築・運用の取組について

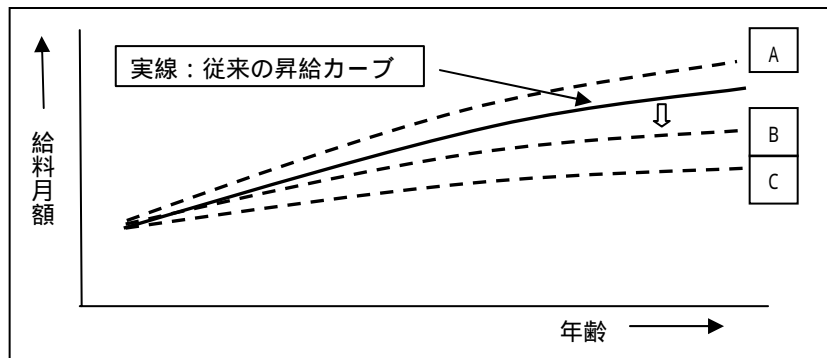
(1) 給料水準を引き下げ（昇給カーブを見直し）／平成19年4月から

特に高年齢層の引き下げを強め（最大7パーセント）、これまでの年功的な給料の上昇を抑制しました。

(2) 勤務実績を反映した昇給・昇任制度を導入／平成19年4月から

これまでは年功的で横並びの仕組みになっていましたが、職員一人ひとりの意欲や能力、実績に基づいて、昇給や昇任をしていく仕組みに転換しました。

【図1】昇給カーブの見直しと新しい昇給制度のイメージ



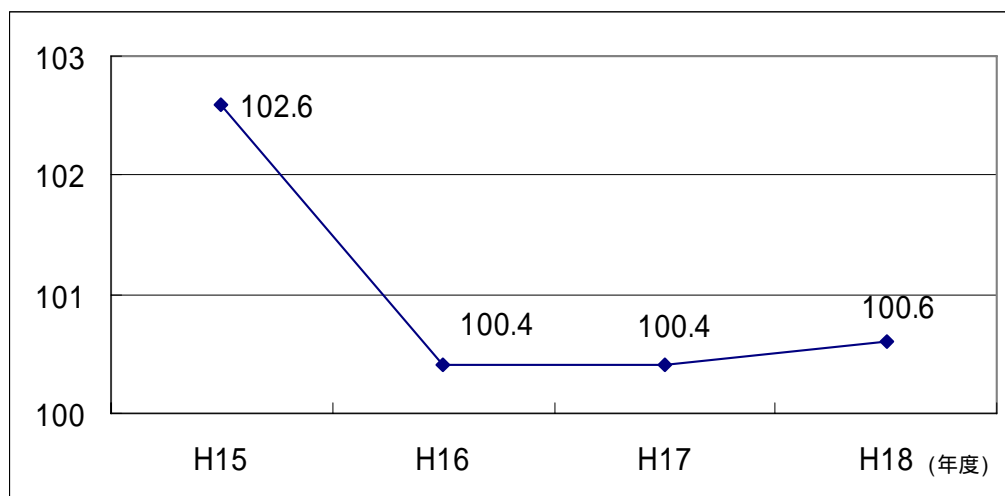
従来の昇給カーブ（実線）をBに変え、年功的な昇給制度を見直しました。

さらに、勤務実績に基づき昇給にメリハリを付けることにより、職員によってAやCのように昇給に差がつくようにしました。

2 ラスパイレス指数の推移について

平成18年度のラスパイレス指数は、100.6となっています。

【図2】ラスパイレス指数の推移（行政職員）



（注）ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給料水準を示したものです。

ア 人件費の状況

人件費は、雇用に係る広い範囲の経費です。職員への給料や諸手当のほか、社会保険料の事業主負担分、退職手当などが含まれます。

人件費の平成18年度決算は次のとおりです。

（ア）市長部局及び行政委員会等の状況

区 分	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A × 100)
普通会計	千円 1,312,066,857	千円 203,526,738	% 15.5

（イ）企業局の状況

区 分	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A × 100)	
水道局	千円 128,173,095	千円 23,246,558	% 18.1	
交通局	自動車事業 会 計	千円 31,126,753	千円 17,681,060	% 56.8
	高速鉄道事業 会 計	千円 109,874,443	千円 10,532,787	% 9.5
病院 経営局	千円 39,797,548	千円 10,362,933	% 26.0	

イ 職員給与費の状況

職員給与費とは給料、扶養手当等の職員手当及び期末・勤勉手当等の総額から、社会保険料の事業主負担分、退職手当などを除いたものです。

職員給与費の平成19年度当初予算は次のとおりです。

(ア) 市長部局及び行政委員会等の状況（普通会計予算）

職員数 (A)	給与費				一人あたり 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
人 20,102	万円 8,722,909	万円 2,753,656	万円 4,144,981	万円 15,621,546	万円 777

(イ) 企業局の状況

区 分	職員数 (A)	給与費				一人あたり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
水 道 局	人 2,083	万円 975,620	万円 365,406	万円 443,319	万円 1,784,345	万円 857
交 通 局	人 2,752	万円 961,363	万円 444,036	万円 439,992	万円 1,845,391	万円 671
病院経営局	人 1,214	万円 463,198	万円 207,164	万円 209,863	万円 880,225	万円 725

ウ 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

平成19年4月1日現在における市長部局・行政委員会等の職員及び企業局職員の平均給料月額等の状況は次のとおりです。

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
行 政 職 員	360,910 円	421,711 円	43歳 3月
技 能 職 員	355,223 円	412,231 円	46歳 6月
水 道 局 職 員	372,041 円	433,974 円	46歳 11月
交 通 局 職 員	321,259 円	381,443 円	44歳 3月
病院経営局職員	314,984 円	364,708 円	36歳 10月

(注1) 平均給与月額とは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当を合計したものです。

(注2) 水道局、交通局及び病院経営局については、在籍する全ての職員の平均値です。

(注3) 交通局については、独自に実施している給与カット後のものです。

エ 初任給の状況

平成19年4月1日現在における初任給等の状況は次のとおりです。

区 分	横浜市		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
行政職員	大学卒	178,900 円	194,400 円	種 183,800 円	種 198,000 円
	高校卒	150,800 円	162,500 円	種 170,200円	種 183,800円
技能職員	144,000 円	153,200 円	-	-	

(注) 国家公務員の大学卒は、採用試験区分により 種と 種に分かれています。横浜市、国とも地域手当を含みません。

オ 経験年数別・学歴別平均給与月額状況

平成19年4月1日現在における経験年数別・学歴別平均給与月額は次のとおりです。

なお、経験年数とは卒業後ただちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数です。

区 分		経験年数		
		10年	15年	20年
行政職員	大学卒	329,313 円	382,222 円	444,857 円
	高校卒	268,800 円	335,022 円	382,347 円

(注) 平均給与月額とは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当を合計したものです。

カ 級別職員数の状況

職員の給料月額、平成19年度は、職種別に5つの給料表（行政、消防、高校教育、技能、医療）が定められており、各給料表には職務の内容と責任の度合いに応じた級が設けられています。

平成19年4月1日現在の市長部局、企業局等の級別職員数（行政職員、企業職員）の状況は次のとおりです。

(ア) 市長部局及び行政委員会等の状況

区 分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
1級	職員（基礎的な知識・技術又は経験により業務を行う）	1,393	13.6
2級	職員（高度の知識・技術又は経験を必要とする）	2,697	26.3
3級	職員（特に高度な知識・技術又は経験を必要とする）	3,386	33.0
4級	係長	1,255	12.2
5級	課長補佐	579	5.6
6級	課長	710	6.9
7級	部長	186	1.8
8級	区局長・事業本部長・理事	58	0.6
計		10,264	100.0

(注1) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(注2) この表における行政職は、「平成19年地方公務員給与実態調査」の職務区分による行政職であり、税務職や福祉職等の職種は含んでおりません。

(イ) 企業局の状況

【水道局】

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
1級	職員 (定型的な業務)	75人	3.8%
2級	職員 (高度の知識・技術・経験を必要とする)	655人	32.8%
3級	職員 (特に高度な知識・技術・経験を必要とする)	1,091人	54.6%
4級	係長職	104人	5.2%
5級	課長補佐職	17人	0.8%
6級	課長職	45人	2.2%
7級	部長職	12人	0.6%
8級	局区長職	1人	0.0%
計		2,000人	100%

【交通局】

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
1級	職員	362人	14.7%
2級	職員	946人	38.5%
3級	職員	1,000人	40.7%
4級	係長	94人	3.8%
5級	課長補佐	19人	0.8%
6級	課長	29人	1.2%
7級	部長	6人	0.2%
8級	局長・理事	3人	0.1%
計		2,459人	100%

【病院経営局】

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
1 級	職員（基礎的な知識・技術又は経験により業務を行う）	52人	36.6%
2 級	職員（高度の知識・技術又は経験を必要とする）	24人	16.9%
3 級	職員（特に高度な知識・技術又は経験を必要とする）	31人	21.9%
4 級	係長	19人	13.4%
5 級	課長補佐	4人	2.8%
6 級	課長	9人	6.3%
7 級	部長	3人	2.1%
8 級	担当理事	0人	0.0%
計		142人	100%

キ 職員手当の概要

職員には、一般職職員の給与に関する条例等に基づき、各種手当を支給しています。手当の内容等は次のとおりです。

(ア) 市長部局及び行政委員会等の状況

内 容		平均支給額																																			
毎月決まって支給されるもの	扶養手当	配偶者 15,000円 扶養親族でない配偶者のいる職員の扶養親族のうち1人 6,500円 配偶者以外の扶養親族2人まで 6,000円 その他 6,000円 満16歳から満22歳の子 1人につき5,000円加算	10,827円/月																																		
	地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額の10%	38,469円/月																																		
	住居手当	借家・借間居住者 9,000円ほか	7,968円/月																																		
	通勤手当	交通費相当額実費（限度額55,000円/月） <例> 鉄道利用者：6ヶ月に一度6ヶ月定期代を支給	11,952円/月																																		
	その他	管理職手当、医師・看護師の初任給調整手当など																																			
勤務した実績に応じて支給	超過勤務手当	1月当たり平均超過勤務時間 13.4時間 1時間当たり平均単価 3,155円																																			
	特殊勤務手当	火災出場その他危険な業務などに従事する職員に支給される手当 (注) 平成18年4月より従来支給している特殊勤務手当を原則として廃止しております。	923円/月																																		
	その他	宿日直手当、夜勤手当など																																			
	臨時に支給されるもの	横浜市と国の支給状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>横浜市</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年 6月期</td> <td>2.075月</td> <td>2.125月</td> </tr> <tr> <td>平成18年12月期</td> <td>2.125月</td> <td>2.325月</td> </tr> <tr> <td>平成19年 3月期</td> <td>0.25 月</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4.45月</td> <td>4.45月</td> </tr> <tr> <td>職務段階等の加算制度</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 6月期・12月期については、期末手当と勤勉手当に分けて支給しています。 注2) 6月期・12月期・3月期の支給月数が国と異なりますが、年間の総支給月数は、国と同じ月数となります。</p> <p>期末手当は職員の在職期間に応じ、また、勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給されます。</p>	区 分	横浜市	国	平成18年 6月期	2.075月	2.125月	平成18年12月期	2.125月	2.325月	平成19年 3月期	0.25 月	-	計	4.45月	4.45月	職務段階等の加算制度	有	有																	
区 分	横浜市	国																																			
平成18年 6月期	2.075月	2.125月																																			
平成18年12月期	2.125月	2.325月																																			
平成19年 3月期	0.25 月	-																																			
計	4.45月	4.45月																																			
職務段階等の加算制度	有	有																																			
退職時に支給されるもの	退職手当 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">横浜市</th> <th colspan="2">国</th> </tr> <tr> <th>普通退職</th> <th>定年退職等</th> <th>普通退職</th> <th>定年退職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">支給率</td> <td>勤続20年</td> <td>25.00月分</td> <td>39.58月分</td> <td>23.50月分</td> <td>30.55月分</td> </tr> <tr> <td>勤続30年</td> <td>42.30月分</td> <td>53.58月分</td> <td>41.50月分</td> <td>50.70月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>47.50月分</td> <td>59.28月分</td> <td>47.50月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> <tr> <td>早期退職特例措置</td> <td colspan="2">2～20%加算</td> <td colspan="2">2～20%加算</td> </tr> <tr> <td>一人当たり平均支給額</td> <td colspan="2">2,620万円 (平均勤続年数34年3月)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 早期退職特例措置については、50歳以上が対象です。</p>	区 分	横浜市		国		普通退職	定年退職等	普通退職	定年退職等	支給率	勤続20年	25.00月分	39.58月分	23.50月分	30.55月分	勤続30年	42.30月分	53.58月分	41.50月分	50.70月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分	早期退職特例措置	2～20%加算		2～20%加算		一人当たり平均支給額	2,620万円 (平均勤続年数34年3月)				
区 分	横浜市		国																																		
	普通退職	定年退職等	普通退職	定年退職等																																	
支給率	勤続20年	25.00月分	39.58月分	23.50月分	30.55月分																																
	勤続30年	42.30月分	53.58月分	41.50月分	50.70月分																																
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分																																
早期退職特例措置	2～20%加算		2～20%加算																																		
一人当たり平均支給額	2,620万円 (平均勤続年数34年3月)																																				

(注) 平成19年4月1日現在のものです。平均支給額は、平成18年度決算の数値です。

(イ) 企業局の状況

【水道局】

内 容		平均支給額																																				
毎月決まって支給されるもの	扶養手当	配偶者 15,000円 扶養親族でない配偶者のいる職員の扶養親族のうち1人 6,500円 配偶者以外の扶養親族 6,000円 満16歳から満22歳の子 1人につき5,000円加算	14,324円/月																																			
	地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額の10%	39,668円/月																																			
	住居手当	借家・借間居住者 9,000円ほか	8,131円/月																																			
	通勤手当	交通費相当額実費（限度額55,000円/月） <例> 鉄道利用者：6ヶ月に一度6ヶ月定期代を支給	13,933円/月																																			
	その他	管理職手当など																																				
勤務した実績に応じて支給	超過勤務手当	1月当たり平均超過勤務時間 1時間当たり平均単価	17.40時間 3,261円																																			
	特殊勤務手当	交替勤務手当、徴収手当、休日等緊急対策手当、特別業務手当など (注) 平成19年4月より従来支給している特殊勤務手当を原則として廃止しております。	7,338円/月																																			
	その他	宿日直手当、夜勤手当など																																				
臨時に支給されるもの	期末手当 勤勉手当	横浜市と国の支給状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>横浜市</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年 6月期</td> <td>2.075月</td> <td>2.10月</td> </tr> <tr> <td>平成18年12月期</td> <td>2.125月</td> <td>2.35月</td> </tr> <tr> <td>平成19年 3月期</td> <td>0.25 月</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4.45月</td> <td>4.45月</td> </tr> <tr> <td>職務段階等の加算制度</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 6月期・12月期については、期末手当と勤勉手当に分けて支給しています。 注2) 6月期・12月期・3月期の支給月数が国と異なりますが、年間の総支給月数は、国と同じ月数となります。</p> <p>期末手当は職員の在職期間に応じ、また、勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給されます。</p>	区 分	横浜市	国	平成18年 6月期	2.075月	2.10月	平成18年12月期	2.125月	2.35月	平成19年 3月期	0.25 月	-	計	4.45月	4.45月	職務段階等の加算制度	有	有																		
	区 分	横浜市	国																																			
平成18年 6月期	2.075月	2.10月																																				
平成18年12月期	2.125月	2.35月																																				
平成19年 3月期	0.25 月	-																																				
計	4.45月	4.45月																																				
職務段階等の加算制度	有	有																																				
退職時に支給されるもの	退職手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">水道局</th> <th colspan="2">国</th> </tr> <tr> <th>普通退職</th> <th>定年退職等</th> <th>普通退職</th> <th>定年退職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">支給率</td> <td>勤続20年</td> <td>25.00月分</td> <td>39.58月分</td> <td>23.50月分</td> <td>30.55月分</td> </tr> <tr> <td>勤続30年</td> <td>42.30月分</td> <td>53.58月分</td> <td>41.50月分</td> <td>50.70月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>47.50月分</td> <td>59.28月分</td> <td>47.50月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> <tr> <td>早期退職特例措置</td> <td colspan="2">2～20%加算</td> <td colspan="2">2～20%加算</td> </tr> <tr> <td>一人当たり平均支給額</td> <td colspan="2">2,485万円 (平均勤続年数36年2月)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 早期退職特例措置については、50歳以上が対象です。</p>	区 分	水道局		国		普通退職	定年退職等	普通退職	定年退職等	支給率	勤続20年	25.00月分	39.58月分	23.50月分	30.55月分	勤続30年	42.30月分	53.58月分	41.50月分	50.70月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分	早期退職特例措置	2～20%加算		2～20%加算		一人当たり平均支給額	2,485万円 (平均勤続年数36年2月)				
区 分	水道局			国																																		
	普通退職	定年退職等	普通退職	定年退職等																																		
支給率	勤続20年	25.00月分	39.58月分	23.50月分	30.55月分																																	
	勤続30年	42.30月分	53.58月分	41.50月分	50.70月分																																	
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分																																	
早期退職特例措置	2～20%加算		2～20%加算																																			
一人当たり平均支給額	2,485万円 (平均勤続年数36年2月)																																					

(注) 平成19年4月1日現在のものです。平均支給額は、平成18年度決算の数値です。

【交通局】

内 容		平均支給額																																								
毎月決まって支給されるもの	扶養手当	配偶者 15,000円 扶養親族でない配偶者のいる職員の扶養親族のうち1人 6,500円 配偶者以外の扶養親族 6,000円 満16歳から満22歳の子 1人につき5,000円加算	16,636円/月																																							
	地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額の10%	33,959円/月																																							
	住居手当	借家・借間居住者 9,000円ほか	8,404円/月																																							
	通勤手当	交通費相当額実費（限度額55,000円/月）但し自社線優先 <例> 鉄道利用者：6ヶ月に一度6ヶ月定期代を支給	5,712円/月																																							
	その他	管理職手当など																																								
支給 勤務した実績に応じて	超過勤務手当	1月当たり平均超過勤務時間 1時間当たり平均単価	26時間 2,890円																																							
	特殊勤務手当	危険な業務などに従事する職員に支給される手当 (注)平成18年4月より従来支給している特殊勤務手当を原則として廃止しております。	-																																							
	その他	宿日直手当、夜勤手当など																																								
臨時に支給されるもの	期末手当 勤勉手当	横浜市と国の支給状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>横浜市</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年 6月期</td> <td>2.05月</td> <td>2.10月</td> </tr> <tr> <td>平成18年12月期</td> <td>2.10月</td> <td>2.35月</td> </tr> <tr> <td>平成19年 3月期</td> <td>0.30月</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4.45月</td> <td>4.45月</td> </tr> <tr> <td>職務段階等の加算制度</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1)6月期・12月期については、期末手当と勤勉手当に分けて支給しています。 注2)6月期・12月期・3月期の支給月数が国と異なりますが、年間の総支給月数は、国と同じ月数となります。</p> <p>期末手当は職員の在職期間に応じ、また、勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給されます。</p>	区 分	横浜市	国	平成18年 6月期	2.05月	2.10月	平成18年12月期	2.10月	2.35月	平成19年 3月期	0.30月	-	計	4.45月	4.45月	職務段階等の加算制度	有	有																						
	区 分	横浜市	国																																							
平成18年 6月期	2.05月	2.10月																																								
平成18年12月期	2.10月	2.35月																																								
平成19年 3月期	0.30月	-																																								
計	4.45月	4.45月																																								
職務段階等の加算制度	有	有																																								
退職時に支給されるもの	退職手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">交通局</th> <th colspan="2">国</th> </tr> <tr> <th>普通退職</th> <th>定年退職等</th> <th>普通退職</th> <th>定年退職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給率</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤続20年</td> <td>25.00月分</td> <td>39.58月分</td> <td>23.50月分</td> <td>30.55月分</td> </tr> <tr> <td>勤続30年</td> <td>42.30月分</td> <td>53.58月分</td> <td>41.50月分</td> <td>50.70月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>47.50月分</td> <td>59.28月分</td> <td>47.50月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> <tr> <td>早期退職特例措置</td> <td colspan="2">2～30%加算</td> <td colspan="2">2～20%加算</td> </tr> <tr> <td>一人当たり平均支給額</td> <td colspan="2">2,056万円 (平均勤続年数31年0月)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)早期退職特例措置については、50歳以上が対象です。</p>	区 分	交通局		国		普通退職	定年退職等	普通退職	定年退職等	支給率					勤続20年	25.00月分	39.58月分	23.50月分	30.55月分	勤続30年	42.30月分	53.58月分	41.50月分	50.70月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分	早期退職特例措置	2～30%加算		2～20%加算		一人当たり平均支給額	2,056万円 (平均勤続年数31年0月)				
区 分	交通局			国																																						
	普通退職	定年退職等	普通退職	定年退職等																																						
支給率																																										
勤続20年	25.00月分	39.58月分	23.50月分	30.55月分																																						
勤続30年	42.30月分	53.58月分	41.50月分	50.70月分																																						
勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分																																						
早期退職特例措置	2～30%加算		2～20%加算																																							
一人当たり平均支給額	2,056万円 (平均勤続年数31年0月)																																									

(注)平成19年4月1日現在のものです。平均支給額は、平成18年度決算(交通局全事業計)の数値です。

【病院経営局】

内 容		平均支給額																																			
毎月決まって支給されるもの	扶養手当	配偶者 15,000円 扶養親族でない配偶者のいる職員の扶養親族のうち1人 6,500円 配偶者以外の扶養親族2人まで 6,000円 その他 6,000円 満16歳から満22歳の子 1人につき5,000円加算	16,741円/月																																		
	地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額の10%	31,059円/月																																		
	住居手当	借家・借間居住者 9,000円ほか	7,318円/月																																		
	通勤手当	交通費相当額実費（限度額55,000円/月） <例> 鉄道利用者：6ヶ月に一度6ヶ月定期代を支給	8,815円/月																																		
	その他	管理職手当、医師・看護師の初任給調整手当など																																			
勤務した実績に応じて支給	超過勤務手当	1月当たり平均超過勤務時間 1時間当たり平均単価	10.7時間 4,208円																																		
	特殊勤務手当	夜間看護手当（病院の病棟に勤務する助産師、看護師及び准看護師が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事した場合に支給）	22,427円/月																																		
	その他	宿日直手当、夜勤手当など																																			
臨時に支給されるもの	期末手当 勤勉手当	横浜市と国の支給状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>横浜市</th> <th>国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年 6月期</td> <td>2.075月</td> <td>2.125月</td> </tr> <tr> <td>平成18年12月期</td> <td>2.125月</td> <td>2.325月</td> </tr> <tr> <td>平成19年 3月期</td> <td>0.25 月</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4.45月</td> <td>4.45月</td> </tr> <tr> <td>職務段階等の加算制度</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 6月期・12月期については、期末手当と勤勉手当に分けて支給しています。 注2) 6月期・12月期・3月期の支給月数が国と異なりますが、年間の総支給月数は、国と同じ月数となります。</p> <p>期末手当は職員の在職期間に応じ、また、勤勉手当は職員の勤務成績に応じて支給されます。</p>	区 分	横浜市	国	平成18年 6月期	2.075月	2.125月	平成18年12月期	2.125月	2.325月	平成19年 3月期	0.25 月	-	計	4.45月	4.45月	職務段階等の加算制度	有	有																	
	区 分	横浜市	国																																		
平成18年 6月期	2.075月	2.125月																																			
平成18年12月期	2.125月	2.325月																																			
平成19年 3月期	0.25 月	-																																			
計	4.45月	4.45月																																			
職務段階等の加算制度	有	有																																			
退職手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">病院経営局</th> <th colspan="2">国</th> </tr> <tr> <th>普通退職</th> <th>定年退職等</th> <th>普通退職</th> <th>定年退職等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">支給率</td> <td>勤続20年</td> <td>25.00月分</td> <td>39.58月分</td> <td>23.50月分</td> <td>30.55月分</td> </tr> <tr> <td>勤続30年</td> <td>42.30月分</td> <td>53.58月分</td> <td>41.50月分</td> <td>50.70月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>47.50月分</td> <td>59.28月分</td> <td>47.50月分</td> <td>59.28月分</td> </tr> <tr> <td>早期退職特例措置</td> <td colspan="2">2～20%加算</td> <td colspan="2">2～20%加算</td> </tr> <tr> <td>一人当たり平均支給額</td> <td colspan="2">2,658万円 (平均勤続年数33年9月)</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 早期退職特例措置については、50歳以上が対象です。</p>	区 分	病院経営局		国		普通退職	定年退職等	普通退職	定年退職等	支給率	勤続20年	25.00月分	39.58月分	23.50月分	30.55月分	勤続30年	42.30月分	53.58月分	41.50月分	50.70月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分	早期退職特例措置	2～20%加算		2～20%加算		一人当たり平均支給額	2,658万円 (平均勤続年数33年9月)				
区 分	病院経営局		国																																		
	普通退職	定年退職等	普通退職	定年退職等																																	
支給率	勤続20年	25.00月分	39.58月分	23.50月分	30.55月分																																
	勤続30年	42.30月分	53.58月分	41.50月分	50.70月分																																
	勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分																																
早期退職特例措置	2～20%加算		2～20%加算																																		
一人当たり平均支給額	2,658万円 (平均勤続年数33年9月)																																				

(注) 平成19年4月1日現在のものです。平均支給額は、平成18年度決算の数値です。

ク 特別職の報酬等の状況

市長や議員などの特別職の給料・報酬は、市内の各分野を代表する人たちで構成される特別職職員報酬等審議会からの答申に基づき、市会の審議を経て決定されます。

市長及び副市長には、給料、地域手当、期末手当及び退職手当が、議長、副議長及び議員には、報酬及び期末手当が支給されます。給料・報酬月額は平成7年12月1日から変わっていません。

(ア) 特別職の報酬等

給料月額		報酬月額		期末手当
市長	円 1,480,000	議長	円 1,200,000	6月期 2.075月分 12月期 2.125月分
副市長	円 1,190,000	副議長	円 1,080,000	3月期 0.25月分
		議員	円 970,000	合計 4.45月分

(注) 給料・報酬月額は平成19年4月1日現在の額で、期末手当は平成18年度における支給実績です。

(イ) 市長及び副市長の退職手当の支給水準

区分	退職手当の支給水準
市長	給料月額 × 在職月数 × 100分の60
副市長	給料月額 × 在職月数 × 100分の46

(注) 平成19年4月1日現在のものです。

(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間については、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例等により定められています。

また、休暇制度については、横浜市一般職職員の休暇に関する条例により定められており、休暇には、年次休暇、特別休暇及び介護休暇があります。

なお、水道局、交通局及び病院経営局においては、企業規程に基づき、同様の休暇制度が定められています。

ここでは、勤務時間や休暇制度について紹介します。

ア 勤務時間の状況

	範囲	性格	給与
勤務時間 (休憩時間を除く)	8:45～17:15	・職務専念義務の課せられている時間	有給
休息时间	12:00～12:15	・業務の連続による疲労を回復し、職務能力の増進を図ることを目的とした時間	
休憩時間	12:15～13:00	・労働から離れることを保障された時間	無給
勤務を要しない日	土曜日、日曜日	・勤務時間を割り振らない日	無給
休日	国民の祝日、 12/29～1/3	・特に勤務を命じられない限り、勤務が免除されている日	有給

(注)平成18年4月1日現在のものです。

職員の勤務時間は1日7時間45分、1週間では38時間45分となります。

勤務場所及び職種によって、勤務時間、勤務を要しない日、休日が異なる場合があります。

イ 年次休暇の取得状況

年次休暇は、4月1日に在職する職員には、年に20日付与され、その年次は4月1日から翌年の3月31日までです。年次の途中で採用された職員には、採用された月に応じて1日から18日までの範囲内で定められた日数の年次休暇が付与されます。

また、その年次に取得しなかった年次休暇の日数は、20日を限度として翌年次に繰り越すことができます。

平成18年度の市長部局・行政委員会等の行政職員及び企業局職員の年次休暇の取得状況は、次のとおりです。

(単位：日)

	平均取得日数
行政職員	13.1
水道局職員	17.8
交通局職員	17.8
病院経営局職員	10.9

ウ 特別休暇の概要

主な特別休暇の概要は、次のとおりです。

種 類	概 要	付与日数
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する場合の休暇	180日の範囲内
結婚休暇	職員が結婚する場合の休暇	6日の範囲内
出産休暇	女子職員が出産する場合の休暇	出産予定日8週間 (多胎妊娠の場合は 14週間)前から出産 日後8週間まで
生理日休暇	女子職員が生理のため勤務することが著しく困難な場合の休暇	必要最小限度の期間
服忌休暇	職員が親族の喪に遭った場合の休暇	親族に依り12日以内で定める日数
骨髄提供休暇	職員が骨髄バンクへの登録や骨髄液を提供する場合の必要な検査、入院等のための休暇	登録、検査、骨髄液の提供に必要な期間
社会貢献活動休暇	職員がボランティア活動を行う場合の休暇	5日の範囲内
夏季休暇	夏季における休暇	5日の範囲内
子の看護休暇	9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が、子を看護する場合の休暇	5日の範囲内

(注1) 平成18年4月1日現在のものです。

(注2) 交通局については、生理日休暇のうち3日目以降は無給としており、また、夏季休暇を凍結しています。

エ 育児休業及び部分休業の取得状況

育児休業等に関する制度は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関する条例等により定められています。

育児休業等に関する制度には、3歳に満たない子を養育するため休業することができる育児休業制度と、同じく3歳に満たない子を養育するため、2時間を超えない範囲内で勤務時間の一部について勤務しないことができる部分休業制度があります。

平成18年度における育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。

(ア) 育児休業及び部分休業取得者数

(単位：人)

区 分		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	うち両休業 取得者数
市長部局等	男性職員	22	9	0
	女性職員	531	109	42
水道局	男性職員	1	0	0
	女性職員	11	3	1
交通局	男性職員	0	0	0
	女性職員	3	1	1
病院経営局	男性職員	0	0	0
	女性職員	74	3	0
計		642	125	44

(注) 市長部局等とは、市長部局、安全管理局及び行政委員会をいいます。

(イ) 平成18年度中の新たな育児休業対象者数に占める育児休業等取得者数

(単位：人)

区 分		平成18年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員（育児休業対象者数）	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数	うち両休業取得者数
市長部局等	男性職員	387	8	1	0
	女性職員	229	225	1	1
水道局	男性職員	38	1	0	0
	女性職員	6	5	0	0
交通局	男性職員	62	0	0	0
	女性職員	2	2	0	0
病院経営局	男性職員	7	0	0	0
	女性職員	31	31	0	0
計		762	272	2	1

(注) 市長部局等とは、市長部局、安全管理局及び行政委員会をいいます。

オ 介護休暇の取得状況

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合に連続する6月の期間内で認められます。

介護休暇の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分		介護休暇取得者数	休暇の取得形式		
			計	日単位	時間単位
市長部局等	男性職員	25	25	18	7
	女性職員	39	39	23	16
水道局	男性職員	4	4	4	0
	女性職員	1	1	0	1
交通局	男性職員	3	3	3	0
	女性職員	1	1	1	0
病院経営局	男性職員	0	0	0	0
	女性職員	1	1	1	0
計		74	74	50	24

(注) 市長部局等とは、市長部局、安全管理局及び行政委員会をいいます。

(4) 職員の分限及び懲戒処分状況

分限処分は、職員がその職責を十分に果たすことができない場合など一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分、公務の能率の維持向上およびその適正な運営の確保を図ることを目的としています。

ここでは、職員の分限処分者数及び懲戒処分者数の状況について紹介します。

ア 処分事由別分限処分者数の状況

任命権者は、以下の事由がある場合、職員に対し、降任、免職、休職又は降給の分限処分をすることができます。

【降任、免職の処分事由】

勤務実績が良くない場合（法第28条第1項第1号）

心身の故障のため職務遂行に支障がある等の場合（法第28条第1項第2号）

職に必要な適格性を欠く場合（法第28条第1項第3号）

職制等の改廃等により過員等を生じた場合（法第28条第1項第4号）

【休職の処分事由】

心身の故障のため長期休養を要する場合（法第28条第2項第1号）

刑事事件に関し起訴された場合（法第28条第2項第2号）

条例に定める事由による場合（公共的施設等で職務に関連する事項の調査、研究等に従事する場合や（外国）政府等の招きにより職務に関連する業務に従事する場合）（法第27条第2項）

（単位：人）

区分	降任	免職	休職	降給	計	法第28条第4項により失職した者
市長部局等	0	1	492		493	1
安全管理局	0	1	26		27	0
水道局	0	0	38		38	0
交通局	0	0	62		62	0
病院経営局	0	0	28		28	0
教育委員会	0	1	339		340	1
計	0	3	985		988	2

（注1）法とは地方公務員法を指します。

（注2）降任とは現在任用されている職より下位の職に任用する処分です。

（注3）免職とは職員の意に反してその職を失わせる処分です。

（注4）休職とは職を保有したまま職員を一定期間職務に従事させない処分です。

（注5）降給とは現在より低い給料月額に格付ける処分です。

（注6）休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延べ人数です。

（注7）法28条第4項は、法第16条の「欠格条項」に該当し、失職した者です。

（注8）市長部局等とは、市長部局及び行政委員会（教育委員会を除く）をいいます。

イ 処分事由別懲戒処分者数の状況

任命権者は、以下の事由がある場合、職員に対し、戒告、減給、停職又は免職の懲戒処分をすることができます。

本市では、地方公務員法で定める事由についてさらに明確にし、職員の違法な行為や非行に対してこれまで以上に厳正かつ公正に対処するため、平成 15 年 9 月、「横浜市懲戒処分の標準例」を策定しました。

本市では、標準例を全職員に周知徹底するとともに、研修等を通じ、不祥事防止に取り組んでいます。

【戒告、減給、停職又は免職の処分事由】

法令違反（法第 29 条第 1 項第 1 号）

職務上の義務違反又は怠慢（法第 29 条第 1 項第 2 号）

全体の奉仕者たるにふさわしくない非行（法第 29 条第 1 項第 3 号）

（単位：人）

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
市長部局等	4	3	4	5	16
安全管理局	2	1	1	0	4
水道局	0	0	1	0	1
交通局	40	269	8	0	317
病院経営局	0	1	1	0	2
教育委員会	6	3	1	4	14
計	52	277	16	9	354

（注 1）法とは地方公務員法を指します。

（注 2）戒告とは職員の規律違反に対して、その将来を戒めるため行う処分です。

（注 3）減給とは一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分です。

（注 4）停職とは職員を懲罰として職務に従事させない処分です。停職期間中は、給与は支給されません。

（注 5）免職とは懲罰として職員の身分を失わせる処分です。

（注 6）市長部局等とは、市長部局及び行政委員会（教育委員会を除く）をいいます。

（注 7）交通局の数値（戒告及び減給）には、業務上の運転事故による処分件数が含まれています。

(5) 職員のサービスの状況

地方公務員法第 30 条において、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。

同法では具体的に、「法令及び上司の職務上の命令に従う義務」、「信用失墜行為の禁止」、「職務上知り得た秘密を守る義務」、「職務に専念する義務」、「政治的行為の制限」、「争議行為等の禁止」、「営利企業等の従事制限」などを職員へ課しています。

本市では、平成 15 年 9 月に「横浜市懲戒処分の標準例」で、服務上の義務違反について定めており、処分の程度を明確化し、不祥事防止への取組みを進めています。

ここでは、職員の職務に係る倫理の保持に関する取組みや営利企業等への従事許可状況について紹介します。

ア 職員の職務に係る倫理の保持に関する取組みの状況

公務に対する市民の信頼確保への取組みとして、副市長から全職員に向けての通達による「不祥事の防止及び虚礼・贈答の廃止」や「選挙運動に関する注意」等の周知徹底に加え、職務による倫理の保持等に関し、職員として守るべき事項を「横浜市職員倫理規程」(24 ページ参照)などにおいて定めています。

これらを踏まえ、全職員一人ひとりが自覚と誇りをもって行動するよう、日頃から研修等を通じ周知徹底を図っています。

市長部局において実施している取組みは次のとおりです。

事 項	取 組 内 容	実施時期
不祥事防止研修の実施	全区局において、講義やグループ討議、事例研究やビデオ教材等による研修を実施	平成18年4月～平成19年3月
副市長通知等	中元期における不祥事防止及び虚礼・贈答の廃止について、全職員へ通知	平成 18 年 6 月
	飲酒運転の防止について、全職員へ通知	平成 18 年 8 月
	再発防止に向けた取組について、全職員へ通知	平成 18 年 10 月
	総務事務次官通知(平成 18 年 11 月 7 日「地方行政及び地方公務員に対する信頼の回復について」)により、不祥事防止の徹底について、全職員へ通知	平成 18 年 11 月
	年末・年始における不祥事防止及び虚礼・贈答の廃止について、全職員へ通知	平成 18 年 12 月
	政治的中立性の確保の徹底について	平成 19 年 2 月
	第 16 回統一地方選挙(平成 19 年 4 月 8 日及び 22 日)に際して、職員の選挙活動に関する諸注意について、全職員へ通知	平成 19 年 3 月

イ 営利企業等への従事許可状況

地方公務員法第 38 条において、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」と規定されています。

任命権者が許可することができる場合については、人事委員会規則（営利企業等の従事制限に関する規則）において定められており、「公益上必要がある場合を除き、職員の職とその職員が関係する私企業との間に特別の利害関係を生じない場合又は生じるおそれのない場合、職員の職務遂行に対し、時間的又は肉体的な支障を及ぼさない場合又はそのおそれのない場合、法の精神に反しない場合」に限定されています。

本市では、法の趣旨をふまえ、職員の営利企業等への従事制限の許可を行っています。外郭団体等本市関係団体の役員を兼ねる場合や、国の調査員を行う場合などが挙げられます。

（単位：件）

区 分	許可件数
市長部局等	982
安全管理局	16
水道局	61
交通局	15
病院経営局	387
教育委員会	674
計	2,135

（注 1）許可件数は延数です。

（注 2）教育委員会には、教育公務員特例法第 17 条による承認件数を含みます。

ウ 職務専念義務の免除（職免）の概要

地方公務員法第 35 条により、職員には、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、勤務する地方公共団体が行うべき職務にのみ従事しなければならないという「職務専念義務」が課されています。ただし、法律又は条例に特別の定めがある場合に、職務専念義務が免除されることになっており、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合などに認められます。

【参考】 横浜市職員倫理規程の概要（平成16年4月1日施行）

1 目的 = 公務に対する市民の信頼を確保すること（第1条）

職員の職務に対する使命感の自覚と高揚を促す。

職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図ることで、公務に対する市民の信頼を確保することを目的とします。

2 倫理規程の概要

すべての職員に共通する倫理原則（第2条） - 横浜市職員であるという自覚と誇りをもって！ -

横浜市職員であるという自覚と誇りを持ち、市民の信頼にこたえることができるよう全力を挙げて職務を遂行します。

勤務時間内はもちろん、勤務時間外においても自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、自らを律して行動します。

職員の責務（第3条） - ポイントは7つ -

法令等及び上司の職務上の命令に従い、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

職務上知り得た情報を適正に取り扱わなければならない。

自らの職務に利害関係を有するものから金品や便宜等の供与を受ける行為等をしてはならない。

不正な要求に応じてはならない。

不正な要求があった場合などは、管理監督職員又は服務相談員に報告しなければならない。

管理監督職員の責務（第4条） - 新たに管理監督職員の責務を明確化 -

職務に係る倫理の保持について職員からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行わなければならない。

職員の職務に係る非行防止のため、職務の執行の方法を常に検討し、その改善を図らなければならない。

職員から報告を受けたときは、直ちに服務相談員に報告しなければならない。

不祥事防止のための推進体制を整備 - 組織で一体となって不祥事防止に取り組みます -

総括服務管理責任者、服務管理責任者、服務相談員を設置（第5条～第8条）

総括服務管理責任者（行政運営調整局長）は、規程の遵守のための体制整備等に関し、服務管理責任者や服務相談員と密接な連携をとりながら、必要な助言・指導をおこないます。服務管理責任者（区局長）は、区局の職員に対し、規程の遵守のために必要な指導・助言を行います。

服務相談員（区局の人事担当課長）は、職員がひとりで問題を抱え込むことのないように、職務に係る倫理の保持について、当該区局の職員の相談に応ずるとともに、必要な指導及び助言を行うものとします。

「不祥事防止のための研修の実施（第9条）」及び「事故防止委員会の設置（第10条）」不祥事防止のための研修及び各区局における事故防止委員会は、要綱等により従来から実施しているものですが、今回横浜市職員倫理規程に盛り込むことにより、不祥事防止のための研修及び事故防止委員会の活用をより一層推進していくことを明確に位置付けることとします。

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

市民のニーズや意識の変化に的確に対応しつつ、市民サービスを向上していくためには、職員一人ひとりがこれまで以上に力を発揮し、多様な課題に対して積極的に取り組んでいく必要があります。

そのためには、職員の職務を通じて発揮された意欲や能力、実績を公正かつ客観的に評価する仕組みを確立し、その結果に基づいて、職員研修をはじめとする能力開発や意欲向上に向けた取組を行っていくことが重要となります。

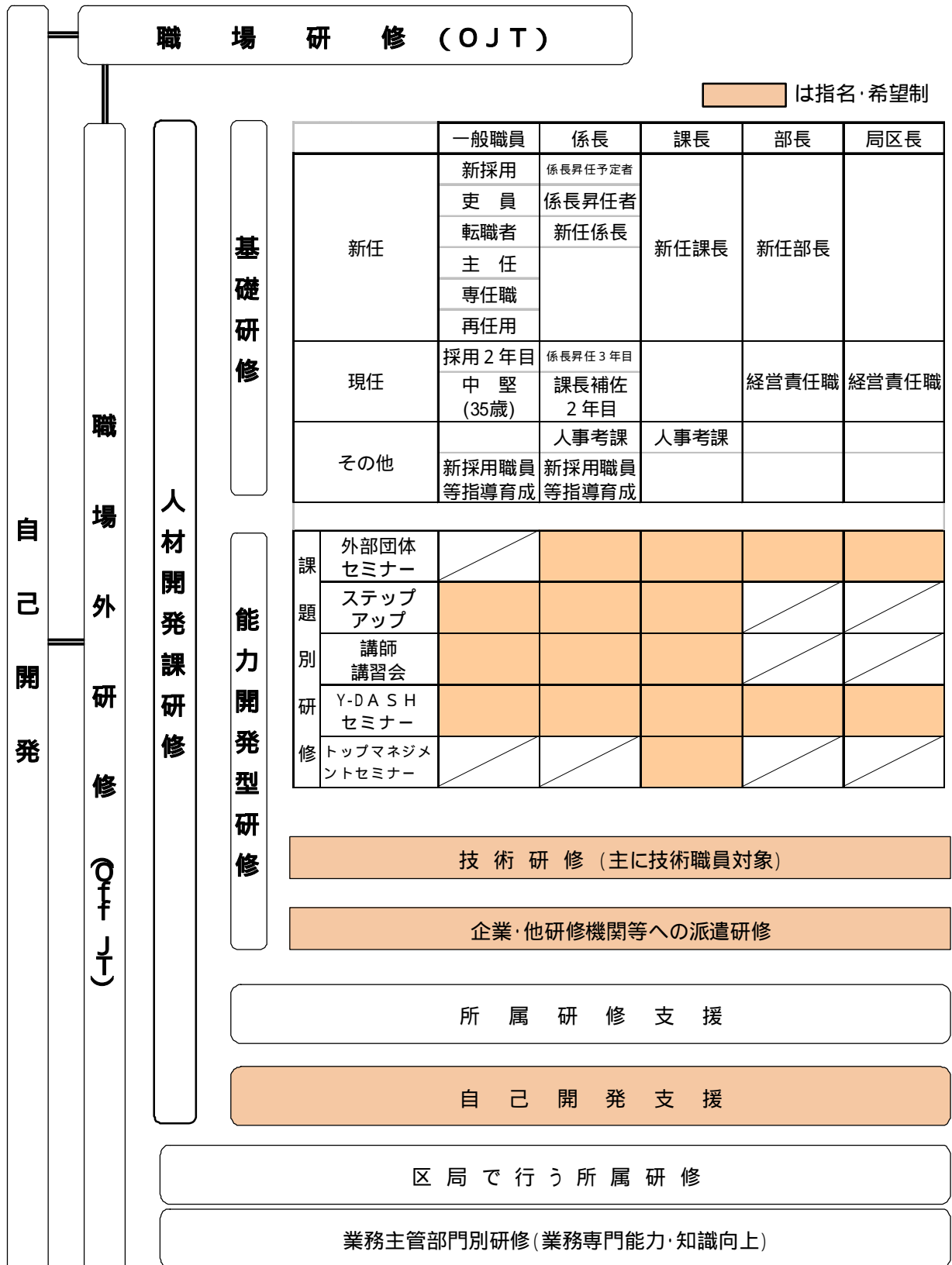
ここでは、職員の研修の基本方針や研修実績、勤務成績の評定の状況について紹介します。

ア 研修の基本方針

横浜市人材育成ビジョンに示された次のような基本的な考え方に基づき、求められる職員像である「ヨコハマを愛し、市民に信頼され、自ら考え行動する職員」の育成を目指して、研修を実施していきます。

- (ア)「人材こそが最も重要な経営資源」であるとの認識のもと、求められる職員を育成するために「人を育てる組織風土」を醸成します。
- (イ)多様な市民ニーズに対応し、職員が職責や役割に応じた能力を発揮するため、個々の能力開発段階（育成状況）に応じたきめ細かな人材育成を行います。
- (ウ)研修と人事が連携した、総合的な仕組みづくりを行います。

イ 研修体系



ウ 研修実績

平成 18 年度は人事考課制度の定着に向け、全課長級、全係長級に対し、考課者研修を実施しました。また、内部講師の養成と活用を目的に講師講習会、応対マナー講師養成研修を実施しました。

そのほか、課長級を対象とした指名制研修「トップマネジメントセミナー」、人事考課などで明らかになった職員の「強み」を伸ばし、「弱み」を補完するための課題別研修「ステップアップ研修」を指名・推薦制で実施しました。

〇 J T の充実を図ることを目的に、新採用職員等の指導を担当する先輩職員（トレーナー）を対象とした研修も実施しました。

(ア) 市長部局及び行政委員会等（教育委員会を除く）の実施状況

(単位：人)

区 分	主な研修	受講者数
基礎研修	「新採用職員研修」「中堅職員研修」「新任係長研修」「経営責任職研修」など	11,415
能力開発型研修	「ステップアップ研修」「Y-DASHセミナー」「技術研修」「アーバンデザイナー養成基礎講座」など	2,996
その他の研修	「夜間自己開発講座」など	1,328
所属研修 業務主管部門別研修	「人権啓発研修」「不祥事防止研修」「接遇研修」「個人情報保護研修」など	129,642
計		145,381

(注) 受講者数は延数です。以下同様です。

(イ) 安全管理局の実施状況

(単位：人)

区 分	主な研修	受講者数
消防訓練センター教育	「初任教育」「経営・運営責任職教育」「昇任者教育」「専科教育」「特別教育」	1,003
主管課教育	「各種実務研修」「惨事ストレス対策講習」「救助技術訓練」「救急救命士再教育」「人権研修」「体力管理指導」など	11,685
計		12,688

(ウ) 水道局の実施状況

(単位：人)

区 分	主な研修	受講者数
水道局 人材開発課研修	「新採用、転入職員研修」「中堅職員研修」 「技術基礎研修」「サービスマインド構築 研修」「職員人権講演会」など	5,125
主管課研修	「浄水部所属研修」「営業部現場技術職員 研修」「管路設計編講習会」「工事成績評定 基準運用研修」など	994
計		6,119

(エ) 交通局の実施状況

(単位：人)

区 分	主な研修	受講者数
所属研修	「主任昇任者研修」「内勤職員研修」「乗合 自動車技術員研修」「高速鉄道運転士フォ ロワー研修」「飲酒運転防止対策講演会」な ど	3,562
計		3,562

(オ) 病院経営局の実施状況

(単位：人)

区 分	主な研修	受講者数
所属研修	「新採用看護職員研修」「配転者研修」「人 権啓発研修」	2,618
計		2,618

(オ) 教育委員会の実施状況

(単位：人)

区 分	主な研修	受講者数
所属研修	「人権啓発研修」「転入・新採用職員研修」 「給食調理員夏季研修会」「専門技術研修」 「食教育シンポジウム」など	6,936
計		6,936

エ 勤務成績の評定の状況

本市においては、職員が、市民満足度の向上のために公務員としての使命感を高め、全力で職務を全うするためには、「努力してもしなくても同じ」ではなく、全ての職員の意欲や能力、実績を適切に評価していくことが必要であると考えています。

このような考え方により、これまで、係長以上の職員には人事考課を実施してきましたが、平成16年度からは、一般職員に対しても、人事考課制度を導入しました。

これらの制度の実施により、職員全員の意欲と能力を最大限に引き出し、積極果敢に挑戦する人材を育成し活用することで、きめ細やかな市民サービスを実現していきます。

市長部局等の制度の概要は次のとおりです。

区分	勤務実績報告	目標によるマネジメント(MBO)を活用した業務実績評価		人事考課
		目標によるマネジメント(MBO)	業務実績評価	
目的	能力主義・実績主義に基づき、適材適所の配置及び昇任を実現し、責任職の能力開発、資質の向上を図ること	事務事業の遂行にあたって目標を明確化することにより、事務事業の効率的かつ効果的な実施、職場の活性化及び職員の人材育成その他人事施策に資すること		職員の職務を通じて発揮された実績、取組姿勢、能力等を公正かつ客観的に評価し、適切な指導・育成をすることで、職員の意欲向上や能力開発を図ること
対象者	区長・局長・事業本部長以外の経営責任職及び運営責任職 (理事、部長、部次長、課長、課長補佐及び係長級職員)	担当理事から係長級職員		係長級以上の職員を除く一般職員
考課者	該当者の上位級職員	該当者の上位級職員		一次考課者：所属係長 二次考課者：所属課長
調整者	考課者の上位級職員又は当該区局の人事担当部長		該当者の上位級職員、人事担当部長、区局長	一次調整者：所属部長 二次調整者：所属人事担当課長
評価項目	基本(仕事に対する取り組み姿勢・チャレンジ度・部下育成・ストレス耐性) 業績(仕事の達成状況) 情意(責任性・積極性・協調性・規律性) 能力(計画企画力・折衝力・指導監督力・判断決断力・知識研究意欲《補佐・係長級》先見性《部次長・課長級》)	目標及び具体的取組事項・達成時期を自ら示し、その達成度を評価する。 個人の目標に対する到達度を評価する。(絶対評価)	対象者のMBOの行動計画・評価書を参考に、設定した目標の内容、難易度及び到達度等の観点から総合的に評価する。(相対評価)	業務実績 取組姿勢 能力 市民対応・市民の視点 チャレンジ

区分	勤務実績報告	目標によるマネジメント(MBO)を活用した 業務実績評価		人事考課
		目標によるマネジメント(MBO)	業務実績評価	
評価対象期間又は 基準日	【観察期間】 11月1日～翌10月31日 【基準日】 11月1日	【評定期間】 中間期：4月1日～9月30日 期末期：10月1日～翌3月31日 【基準日】 中間期：9月30日 期末期：3月31日		【評価期間】 4月1日～翌3月31日 【基礎評価基準日】 12月1日 【最終評価基準日】 3月31日
ランク 評価	S～Dの5段階評価	A～Eの5段階評価	【課長補佐・係長級】 A～Cの3段階評価 【課長級以上】 S～Eの6段階評価	・各考課項目の評価は1～5の5段階評価 ・総合評価は、A～Eの5段階評価
給与上の 反映	特別昇給の決定における基礎資料とする。	業務実績評価の参考とされる。	勤勉手当の成績率に反映される。	

(注1) 市長部局等とは、市長部局及び行政委員会をいいます。

(注2) 安全管理局、水道局、交通局及び病院経営局は、市長部局に準じます。

(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員がその意欲と能力を十分に発揮し、健康でいきいきと能率的かつ適正に公務を実施できるよう、地方公務員法等の趣旨にそって、職員の厚生福利、安全衛生管理、公務災害補償を行っています。

ここでは、職員の健康診断や健康相談、厚生福利関係の実施状況などを紹介します。

ア 衛生管理関係の実施状況

労働安全衛生法、労働安全衛生規則、その他の法令に基づき、健康診断を行うとともに、職員自らが健康管理を行っていただけるよう、健康相談や健康教育等の事業を行い、職員の健康の保持・増進に努めています。

(ア) 健康診断

(単位：人)

項目	受診者数
一般健康診断	54,578 / 対象者 55,748
特殊健康診断	22,234

(注1)一般健康診断受診者数には、非常勤職員(アルバイト)の雇入時健康診断も含まれます。

(注2)特殊健康診断とは労働安全衛生法等に基づく電離放射線業務従事者等有害業務従事者に対する健康診断です。

(イ) 保健指導

(単位：人)

項目	実施者数
健康診断後の面談及び文書・電話による指導、過重労働対策面談、就業診査等	9,123

(ウ) 健康相談

(単位：人)

項目	相談者数
健康診断後の保健指導以外の面談及び文書、電話による指導、メンタルヘルス相談等	5,464

(エ) 健康教育

(単位：回)

項目	実施回数
各種研修(メンタルヘルス研修等) 講演会、生活習慣改善セミナー等	148

イ 厚生福利関係の実施状況

職員の意欲や能力の発揮と元気回復などを目的として福利厚生事業を行っています。

項 目	対象者数等
被服貸与	貸与者数 17,920 人
財産形成貯蓄(勤労者財産形成促進法による)	契約件数 21,268 件
永年勤続職員表彰	被表彰者数 1,778 人
永年勤続退職者感謝会 (平成 19 年 3 月 30 日実施)	対象者数 1,110 人
いきいきライフプラン事業(退職準備、生涯生活 設計支援) (平成 18 年 9・11 月、平成 19 年 2 月セミナー実施)	セミナー参加者数 950 人 / 対象者数 1,950 人
職員体育大会等(所属対抗のスポーツ大会)	参加者数 5,924 人

ウ 公務災害認定件数

公務上・通勤途上の災害に被災した職員に対し、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償、休業補償、障害補償等の各種補償を行っています。

(単位：件)

区 分	公務災害	通勤災害
一 般 職 員	533	68
教職員	73	8

(注1) 一般職員には、再任用職員を含みます。

(注2) 教職員には、市費負担教職員と県費負担教職員があります。

エ その他（職員共済組合、健康保険組合、職員厚生会）

厳しい財政状況の下で時代の要請や職員のニーズに合った互助共済及び厚生福利の事業を実施するため、法令等に基づき職員共済組合、健康保険組合、職員厚生会を設置し、厚生福利共済事業を実施しています。

（ア）横浜市職員共済組合

地方公務員等共済組合法に基づき、退職後の年金支給など職員の互助救済を目的として設置しています。

組 合 員	29,050 人 県費負担教職員（小・中学校教職員）、市立高等学校教職員、再任用職員、嘱託職員、非常勤アルバイトは除く	
決算額及び 事業内容 (平成 18 年 度末現在)	短期経理（育児休業手当金、介護休業手当金の給付） < 全国市町村職員共済組合連合会における共同事業として運営 >	
	決 算 額	455,936 千円
	保 険 料 率	給料分 1.1875 / 1000、期末・勤勉手当分 0.95 / 1000 を組合員と事業主がそれぞれ負担 他に公的負担金率 給料分 0.35 / 1000、 期末・勤勉手当分 0.28 / 1000 を事業主が負担
	長期経理（共済年金の給付） < 地方公務員共済組合連合会・総務省告示に基づく保険料率 > * ()内は平成 17 年 9 月に改定された平成 18 年 8 月までの料率で、改定率が厚生年金と同じ。	
	決 算 額	35,534,337 千円
保 険 料 率	給料分 88.075 / 1000(85.8625 / 1000) (組合員負担) 期末・勤勉手当分 70.46 / 1000(68.69 / 1000) (組合員負担) 給料分 88.45 / 1000(86.2375 / 1000) (事業主負担) 期末・勤勉手当分 70.76 / 1000(68.99 / 1000) (事業主負担) 他に公的負担金率給料分 22.625 / 1000、 期末・勤勉手当分 18.1 / 1000 追加費用率 65.3 / 1000 を事業主が負担	
業務経理（事務費） 52,874 千円		
貸付経理（住宅その他の貸付事業） < 貸付事業の人件費・事務費は貸付金の利息収入で負担 >		
事 業 費	596,026 千円	
貸付残高	24,658,735 千円	

（注1）保険料率は平成18年度末現在の一般職職員を対象とする料率です。

（注2）長期経理の公的負担金率とは、基礎年金の給付費用として公費負担が法定されているものです。

（注3）追加費用率とは、地方公務員等共済組合法施行前の期間分の年金給付に充てるため事業主が負担する費用として法定されているものです。

(イ) 横浜市健康保険組合

健康保険法に基づき、職員及びその被扶養者の医療保険を担い、健康の保持増進を目的として、設置しています。

被保険者	36,941 人 水道局職員、交通局職員、病院経営局職員、再任用職員、嘱託職員、長期アルバイトを含む 県費負担教職員（小・中学校教職員） 公立大学法人横浜市立大学職員は除く	
保険料率 (平成 18 年 3 月 1 日改定)	一般保険料及び調整保険料	標準報酬月額 51.1/1000 (被保険者 25.55/1000 事業主 25.55/1000)
	介護保険料	標準報酬月額 9.4/1000 (被保険者 4.7/1000 事業主 4.7/1000)
決算額	一般勘定	16,499,335 千円
	介護勘定	1,691,874 千円
公費負担率	1 : 1 (H19 年度 1 : 1)	
事業内容	保険給付 (被保険者、被扶養者の疾病・負傷等にかかる各種保険給付)	
	保健事業 (人間ドック、広報誌の発行、健康管理講演会、保養所の運営等)	
	診療所 (内科、歯科、禁煙外来)	
事業等 見直し	H18	事業主負担の削減 (1:1)
	H19 (予定)	診療所廃止、給付事務委託化、一部負担金及び付加給付見直し、宿泊補助券廃止、人間ドック事業見直し 等

(注) 標準報酬月額とは、被保険者 (加入員) が実際に受ける給料、賃金などを、いくつかの等級に区分した報酬にあてはめたもので 1 等級 (98,000 円) から 39 等級 (980,000 円) まで、段階的に決められています。

毎年 1 回、その年の 4、5、6 月の 3 か月間の報酬を平均して決め、これがその年の 9 月から翌年の 8 月までの標準報酬となります。

(ウ) 職員厚生会

【横浜市職員厚生会】

横浜市職員厚生会に関する条例に基づき、職員の扶助共済及び福利増進を目的として設置しています。

会 員	29,609 人 水道局職員、交通局職員、県費負担教職員 (小・中学校教職員) アルバイトは除く	
会 費	給料月額 5 / 1000 (2,200 円を限度とする)	
決算額	会費	581,414 千円
	施設等使用料、保険等あっせん手数料、雑入等	455,423 千円
	交付金等	588,733 千円
公費負担率	1 : 1 (H19 年度 1 : 1)	
事業内容	余暇活動の支援 (カフェテリアプラン、借上民間宿泊施設の提供、サークル助成)	
	交流・憩いの場の提供 (職員会館・厚生会寮の運営)	
	各種互助給付 (慶弔費、互助費)	
	日常生活の支援 (商品の割引契約、家事福祉事業)	
	生活設計の支援 (いきいきライフプランセミナー、積立年金保険あっせん事業、生命保険及び損害保険あっせん事業、訴訟費用等交付事業)	
事業等 見直し	H18	2 市外寮廃止、退職時現金給付廃止 等
	H19 (予定)	祝金等は会費のみで支給、葬儀費等の一部支給廃止、訴訟費用等交付事業の統合 (市、交通局、水道局)

【横浜市立学校教職員互助会】

会 員	13,539 人	
会 費	給料月額 4 / 1000	
決 算 額	会費	262,026 千円
	事業参加費、団体生命保険取扱手数料、雑入等	132,129 千円
	交付金等	258,544 千円
公費負担率	1 : 1 (H19 年度 1 : 1)	
事業内容	元気回復、余暇活動の支援 (指定旅行社利用補助、芸術鑑賞・施設借上助成、スポーツドック助成)	
	交流・憩いの場の提供(保養所の運営)	
	各種互助給付(慶弔費、葬祭補助等)	
	日常生活の支援(割引契約業者、割引指定店)	
	生活設計の支援(厚生資金貸付、団体保険取扱い、グループ保険事業、結婚情報の提供)	
事業等 見直し	H18	退職時現金給付廃止、介護休暇取得見舞金の廃止など給付事業の見直し
	H19 (予定)	祝金等は会費のみで支給、厚生福利事業の一部廃止などの見直し 等

【横浜市水道局職員厚生会】

会 員	3,018 人	
会 費	標準報酬月額 5 / 1000	
決 算 額	会費	72,050 千円
	施設等使用料、保険等あっせん手数料、雑入	32,227 千円
	交付金等	72,050 千円
公費負担率	1 : 1 (H19 年度 1 : 1)	
事業内容	余暇活動の支援(アウトソーシング・カフェテリアプラン制度の運営)	
	元気回復・交流・憩いの場の提供(西谷体育施設)	
	各種互助給付(慶弔費、互助費)	
	日常生活の支援(指定店)	
	生活設計の支援(生命保険及び損害保険あっせん事業、訴訟費用等交付事業)	
事業等 見直し	H18	厚生福利施設廃止(1施設)、永年勤続給付の一部廃止、退職時現金給付廃止、カフェテリア給付制度(会費のみで実施する事業)の導入
	H19 (予定)	葬儀費等の一部支給廃止、訴訟費用等交付事業の統合(水道局、市、交通局)

【横浜市交通局厚生会】

会 員	3,385 人	
会 費	標準報酬月額 の 8 / 1000	
決 算 額	会費	145,207 千円
	施設等使用料、保険等あつせん手数料、雑入	66,817 千円
	交付金等	144,342 千円
公費負担率	1 : 1 (H19 年度 1 : 1)	
事業内容	余暇活動の支援(宿泊施設の宿泊費補助、サークル助成)	
	交流・憩いの場の提供(厚生会施設の運営)	
	各種互助給付(慶弔費、互助費)	
	日常生活の支援(商品の割引契約)	
	生活設計の支援(積立年金保険あつせん事業、生命保険及び損害保険あつせん事業)	

人事委員会の業務の状況

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

地方公務員法第18条第1項では、競争試験又は選考は人事委員会が行うものとされています。

本委員会では同法の規定により本委員会の権限とされている一般職員の任用に関する事項について「職員の任用に関する規則」等を制定し、職員の採用、昇任及び転職について、競争試験及び選考を行っています。

ア 採用

(ア) 採用試験・選考

平成 18 年度に実施した横浜市職員採用試験等の結果、総数で 6,013 人の申込があり、最終合格者は 936 名でした。

a 実施日

試験・選考名 / 試験・採用区分		第一次 試験・選考日	第二次 試験・選考日			第三次 試験・選考日		最終 合格 発表日
			筆記 試験	面接・ 身体検査	体力検査 (大卒事務 は専門時 事論文)	一般論文・ 適性検査・ 英会話(国際 のみ)	一般 論文 ・適性 検査	
行政職員 (大学卒 程度)採用 試験	事務	6/25	7/10~7/13 (面談のみ)	7/9	-	7/29	8/1~8/8 (土日除く)	8/31
	社会福祉		7/19~21	-	7/17	-	-	
	技術等		7/24~31	-	7/22	-	-	
行政職員(免許資格職)採用試験	司書		7/24	-	7/22	-	-	
消防職員(大学卒程度) 採用試験			7/10~12 (面接のみ)	7/9	-	7/29	7/26~28 (身体検査) 8/9~11 (面接)	
医療技術(衛生監視員 等)採用試験			7/24~26	-	7/22	-	-	
学校事務職員採用試験			7/24、25、27、28	-	7/22	-	-	
社会人 採用試験	国際貢献活 動・NPO 活動経験者	9/24 (一般教養・ 経験論文)	11/3~11/5 (面接のみ)	-	-	-	11/18、12/2 (身体検査) 11/25、11/26 (面接)	12/21
	民間企業等 職務経験者							
	社会福祉職 経験者							
行政職員 (高校卒 程度)採用 試験	事務	9/24	10/16~19	-	10/8	-	-	11/30
	技術系		10/27	-	10/20	-	-	
消防職員(高校卒程度) 採用試験			10/10、11 (面接のみ)	10/9	-	10/20	10/24、25 (身体検査) 10/23、24 (面接)	
医療技術など・ 看護職員採用試 験	保健師 等		10/25~27	-	10/20	-	-	
行政職員(免許資格職)採用試験	保育士		10/16~18	10/9	10/8	-	-	
学校栄養職員採用試験			10/26、27	-	10/20	-	-	

試験・選考名 / 試験・採用区分		第一次 試験・選考日	第二次 試験・選考日			第三次 試験・選考日		最終 合格 発表日
		筆記 試験	面接・ 身体検査	体力検査 (大卒事務 は専門時 事論文)	一般論文・ 適性検査・ 英会話(国際 のみ)	一般 論文 ・適性 検査	面接・ 身体検査	
身体に障害のある人を 対象とした職員採用選 考		10/15	11/7、9、13、14 (身体検査) 12/4、5 (面接)	-	10/15 (一般論文のみ)	-	-	12/21
消 防 職 員 採 用 選 考	消防艇 海技士	9/24	10/20	10/9	10/20	-	-	11/30
看 護 職 員 採 用 選 考	第 1 回	4/9	4/9	-	4/9	-	-	4/13
	第 2 回	6/4	6/4	-	6/4	-	-	6/9
	第 3 回	9/3	9/3	-	9/3	-	-	9/29
	第 4 回	10/1	10/1	-	10/1	-	-	11/1
	第 5 回	11/26	11/26	-	11/26	-	-	12/8
	第 6 回	1/18	1/18	-	1/18	-	-	2/8
	第 7 回	2/25	2/25	-	2/25	-	-	3/9

b 実施状況

試験・選考区分		申込者	第一次 受験者	第一次 合格者	第二次 受験者	第二次 合格者	第三次 受験者	最終 合格者	競争率
行政職員 (大学卒程度)	事務	人 1,692	人 1,345	人 739	人 681	人 405	人 385	人 192	倍 7.0
	社会福祉	391	333	183	181	-	-	85	3.9
	土木	135	102	84	77	-	-	39	2.6
	建築	102	80	54	49	-	-	19	4.2
	化学	60	46	31	31	-	-	13	3.5
	農業	30	25	12	10	-	-	4	6.3
	機械	18	13	8	8	-	-	5	2.6
	電気	24	19	12	10	-	-	5	3.8
	造園	30	21	15	14	-	-	7	3.0
	国際	20	16	5	5	-	-	1	16.0
	経営	4	4	3	2	-	-	0	-
	情報処理	13	11	6	5	-	-	0	-
	交通事務	41	36	18	18	-	-	4	9.0
	交通土木	6	5	3	2	-	-	1	5.0
	交通建築	5	3	3	3	-	-	2	1.5
交通機械	6	3	2	2	-	-	0	-	
交通電気	13	10	9	8	-	-	4	2.5	
行政職員 (免許資格職)	司書	229	187	10	6	-	-	3	62.3
消防職員(大学卒程度)		675	567	330	314	194	187	100	5.7
医療技術・看護職員	衛生監視員	82	64	46	42	-	-	18	3.6
学校事務職員		304	257	120	111	-	-	41	6.3
小計		3,880	3,147	1,693	1,579	599	572	543	5.8
社会人 採用試験	国際貢献活動 ・NPO 活動 経験者	62	43	34	31	21	20	11	3.9
	民間企業等 職務経験者	623	494	171	169	88	88	51	9.7
	社会福祉職 経験者	21	18	16	15	9	9	8	2.3
小計		706	555	221	215	118	117	70	7.9
行政職員 (高校卒程度)	事務	277	215	130	121	-	-	54	4.0
	土木	4	3	2	2	-	-	2	1.5
	機械	4	2	2	2	-	-	0	-
	電気	3	2	1	0	-	-	0	-
消防職員(高校卒程度)		247	204	138	129	87	86	49	4.2
医療技術・看 護職員	保健師	217	150	48	41	-	-	18	8.3
	理学療法士	27	22	6	6	-	-	2	11.0
	作業療法士	21	18	12	12	-	-	5	3.6
	言語聴覚士	22	18	3	2	-	-	1	18.0
行政職員 (免許資格職)	保育士	283	211	81	73	-	-	27	7.8
学校栄養職員		83	71	18	18	-	-	6	11.8
小計		1,188	916	441	406	87	86	164	5.6

試験・選考区分		申込者	第一次 受験者	第一次 合格者	第二次 受験者	第二次 合格者	第三次 受験者	最終 合格者	競争率
看護職員採用選考		188	165	-	-	-	-	146	1.1
消防採用選考 (消防艇海技士)	航海士	4	4	4	3	-	-	3	1.3
	機関士	2	2	1	1	-	-	1	2.0
身体に障害の ある人を対象 とした採用	事務(大学卒)	22	17	10	10	-	-	4	4.3
	事務(高校卒程度)	21	21	13	13	-	-	3	7.0
	学校事務	2	2	2	2	-	-	2	1.0
小計		239	211	30	29	-	-	159	1.3
合計		6,013	4,829	2,385	2,229	804	775	936	5.2

(イ) その他の採用選考

(単位：人)

職種	職位	合格者
行政職員	部長級	0
	課長級	4
	課長補佐級	1
	係長級	2
	技術吏員	0
	消防吏員	1
医療職員	部長級	2
	課長級	3
	係長級	12
	医務吏員	12
合計		37

イ 昇任

昇任試験等は、既に職員となっている者を対象に、情実による人事を排し、公平な人事管理を行うために行っています。中でも係長昇任試験については、昭和30年から実施し、管理職の登竜門として本市職員の人事管理上重要な役割を果たしています。

(ア) 係長・消防司令昇任試験

a 実施日

第一次試験日	第二次試験日	最終合格発表日
8 / 20	10 / 11	12 / 7

b 実施状況

試験区分	申込者	第一次受験者	第一次合格者	第二次受験者	最終合格者	競争率
事務	人 475	人 417	人 231	人 229	人 96	倍 4.3
	164	128	69	69	29	4.4
社会福祉	4	4	4	3	2	2.0
	10	8	8	8	5	1.6
土木	88	75	37	37	13	5.8
	24	19	8	8	3	6.3
建築	33	30	14	14	3	10.0
	8	7	4	4	1	7.0
機械	17	16	13	13	9	1.8
	9	6	5	5	2	3.0
電気	14	12	7	7	2	6.0
	19	18	11	11	4	4.5
化学	9	7	2	2	1	7.0
	3	3	1	1	0	-
生物	1	1	1	1	0	-
	0	-	-	-	-	-
農業	3	3	3	3	1	3.0
	0	-	-	-	-	-
造園	13	12	3	3	1	12.0
	1	0	-	-	-	-
獣医	0	-	-	-	-	-
	0	-	-	-	-	-
薬剤	16	16	3	3	1	16.0
	0	-	-	-	-	-
衛生監視	15	15	8	8	4	3.8
	4	4	2	2	1	4.0
保健師	1	1	1	1	0	-
	3	3	2	2	1	3.0
消防司令	27	21	13	13	6	3.5
	60	51	27	27	14	3.6
合計	1,021	877	477	474	199	4.4

(イ) 保育園長昇任選考

選考区分	申込者	第一次 受験者	第一次 合格者	第二次 受験者	最終 合格者	競争率
保育園長	人 60	人 58	人 18	人 18	人 6	倍 9.7

(ウ) その他の昇任選考

(単位：人)

職種	職位	合格者
行政職員	局長級	16
	部長級	32
	課長級	94
	課長補佐級	86
	係長級	26
	専任職	6
	小計	260
消防職員	消防正監	7
	消防監	14
	消防司令長	12
	消防司令	3
	小計	36
医療職員	局長級	1
	部長級	2
	課長級	1
	係長級	2
	小計	6
医療技術・ 看護職員	部長級	1
	課長級	8
	課長補佐級	7
	係長級	1
	小計	17
企業職員 (水道局、交 通局及び病 院経営局職 員)	局長級	1
	部長級	5
	課長級	13
	課長補佐級	17
	係長級	35
	小計	71
合計		390

ウ 転職

転職試験は、既に技能職員として一定の在職期間と経験年数を有する者が、事務系又は技術系職員に転職する場合の試験であり、行政職員としての職務遂行能力の有無を判定するもので、昭和35年度から実施しています。

(ア) 転職試験 行政職員転職試験

a 実施日

第一次試験日	第二次試験日	最終合格発表日
9 / 24	一般論文：10 / 20 面接：10 / 30.31	11 / 30

b 実施状況

試験区分	申込者	第一次 受験者	第一次 合格者	第二次 受験者	最終 合格者	競争率
事務(A)(B)	人 708	人 579	人 84	人 83	人 27	倍 21.4
土木(A)(B)	11	8	5	5	3	2.7
機械	12	12	6	6	3	4.0
電気	12	12	6	6	1	12.0
合計	743	611	101	100	34	18.0

(イ) 転職選考

(単位：人)

職種	職位	合格者
行政職員	部長級	1
	課長級	2
	事務吏員	5
医療技術・看護職員	技術吏員	1
合計		9

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

人事委員会は、地方公務員法第8条等の規定により、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について絶えず研究を行い、その成果を議会及び長に提出することと定められています。

本委員会では、職員給与等実態調査や職種別民間給与実態調査を実施し、これらの調査結果等をもとに、本市職員の給与に関する報告及び勧告を行っています。

ア 報告

<特徴>

月例給を引下げ(0.26%)

(1) 公民給与の較差(0.26%)を解消するため、月例給を改定

月例給は2年連続引下げ

(2) 比較対象企業規模の見直し

できるだけ広く市内民間給与の実態を把握し、より正確に本市職員給与に反映するため比較対象企業規模を、従来の従業員100人以上から50人以上に拡大

<給与比較>

民間給与	418,197円	(A)
職員給与	419,306円	(B)
公民較差(A) - (B)	1,109円	(0.26%)
前年の公民較差	1,677円	(0.40%)

<特別給>

民間特別給 4.43月 (本市現行 4.45月)

期末・勤勉手当の改定は行わない。

昨年の民間特別給 4.45月 (昨年の本市期末・勤勉手当の改定はなし)

<報告における指摘事項>

(給料表及び諸手当の改定)

給料月額の引下げ改定を行うとともに、3人目以降の子等に係る扶養手当については、国等の動向を考慮し、平成19年度から引上げ改定を行う。

期末・勤勉手当は、民間の支給割合(4.43月)と概ね均衡しているため、改定は行わない。

(給与制度・昇任体系の再構築)

(1) 職員の意欲や能力、実績に応じた給与制度を構築することで、職員が生き生きと働くことのできる活力あふれた職場づくりにつなげる。

(2) そのために、年功的な給与構造を見直し、職務・職責に応じた給与制度を構築すること、職員の日頃の努力や仕事ぶりが適正に評価され、給与に適切に反映される制度への転換を図ることを基本とした見直しを行う。

イ 勧告

勧告日等

勸告日	平成18年9月8日
実施時期	平成19年1月1日

公民較差

民間給与	職員給与(比較給与)	公民較差	
	平均年齢	(A - B)	較差率 (C / B × 100)
A	B	C	
	419,306円		
418,197円	43歳7月	1,109円	0.26%

給与改定

改定後の平均給与月額	平均改定額	平均改定率
		E / D × 100
D	E (D - B)	E / D × 100
418,197円	1,109円	0.27%

給料表の引き下げ改定

平均年間給与額

平均年間給与額 (勧告後)	平均年間給与額 (勧告前)	増加(減少)額	増加(減少)率
F	G	H (F - G)	H / G × 100
6,822,911円	6,841,108円	18,197円	0.27%

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

人事委員会は、職員から、地方公務員法第46条の規定に基づき、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、同法第47条及び第48条の規定に基づき、事案について審査し、判定するとともに、その結果によって必要な勧告等を行います。

ア 処理状況

(単位：件)

区分	要求件数			処理件数							翌年度へ繰越 A - B
	前年度からの繰越	新規	計(A)	却下	取下	打切	判定			計(B)	
							棄却	一部認容	全部認容		
平成18年度	1	4	5	1	0	0	0	0	0	1	4

イ 完結事案(平成18年度)

事案番号	要求者	要求年月日	要求内容	処理状況
17人(措)第1号	公立学校教員	H18.3.16	執務環境	H18.5.17 却下

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

人事委員会は、職員から、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、懲戒その他の意に反する不利益な処分に関する不服申立てがあった場合は、同法第49条の3から第51条の規定に基づき、事案について審査し、判定するとともに、その結果によって処分の承認、修正又は取消し等を行います。

ア 処理状況

(単位：件)

区分	係属件数			処理件数							翌年度へ繰越 A - B
	前年度からの繰越	新規	計(A)	却下	取下	打切	判定			計(B)	
							処分容認	処分取消	処分修正		
平成18年度	10	0	10	0	0	0	1	0	0	1	9

イ 完結事案(平成18年度)

事案番号	請求者	処分者	請求年月日	処分内容等	処理状況
17人(不)第2号	公立学校教員	教育委員会	H17.5.27	懲戒免職	H18.12.11 棄却

(5) その他市長が必要と認める事項

ア 組織及び運営

(ア) 委員 (平成19年3月31日現在)

人事委員会は、地方公務員法の規定により、3人の委員をもって組織され、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、委員を選任します。

職名	氏名	常勤・非常勤	就任年月日	任期満了年月日
委員長	井上 嘉久	非常勤	平成18年7月1日	平成22年6月30日
委員	鈴木 正次	非常勤	平成16年6月1日	平成20年5月31日
委員	秋山 桂子	非常勤	平成17年12月22日	平成19年12月17日

(イ) 委員会開催状況

人事委員会の会議は、定例会と臨時会に分けられており、定例会は原則として毎週水曜日に行われ、臨時会は委員長が必要があると認めたとときなどに行われます。

平成18年度は、44回開催し、244件の審議を行いました。

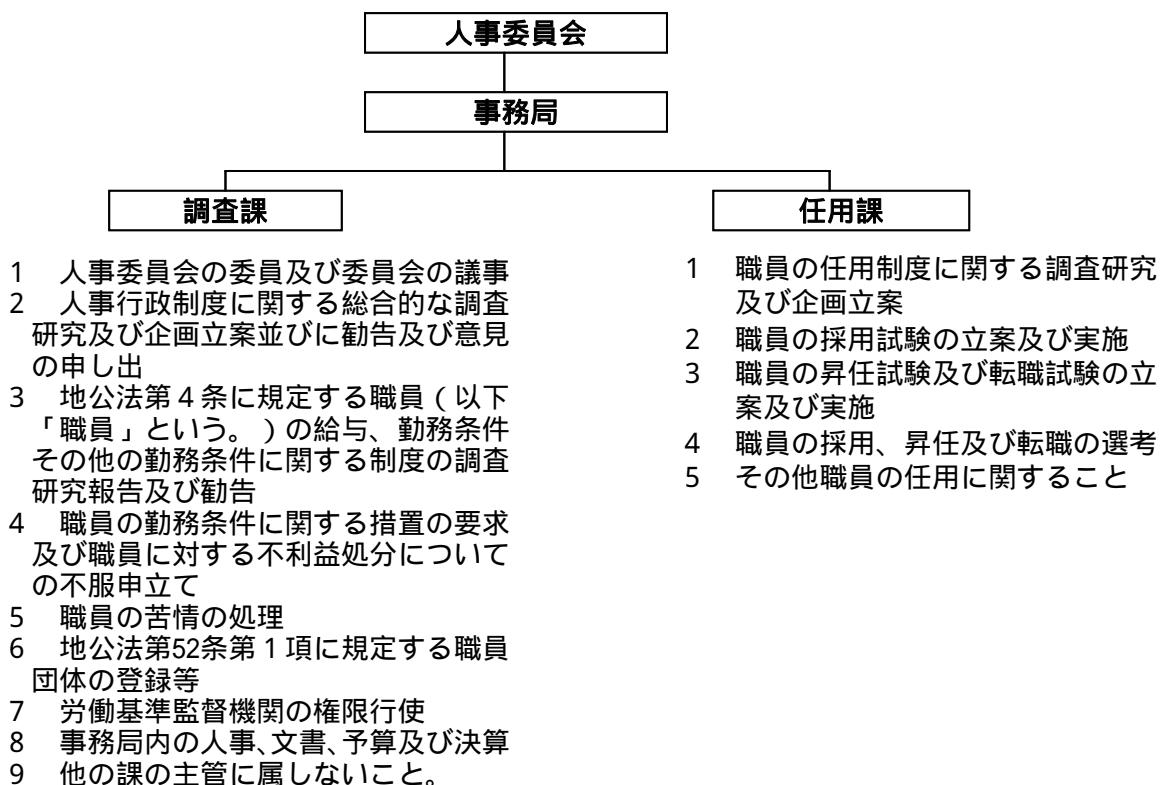
(ウ) 事務局

職員数 (平成19年3月31日現在)

(単位：人)

局長級	部長級	課長級	係長級	一般職員	合計
1 (事務局長)	1 (公務員制度改革担当部長)	2 (調査課長) (任用課長)	7 (調査課担当係長3) (任用課担当係長4)	14 (調査課・任用課職員)	25 (応援配置職員を含む)

組織図 (平成19年3月31日現在)



平成18年度予算(概要)

(千円)

款 項 目		当初予算額
2款 総務費		230,529
6項 人事委員会費		230,529
1目 人事委員会費		230,529
1節	報酬	13,380
2節	給料	85,118
3節	職員手当等	71,176
7節	賃金	1,354
8節	報償費	1,382
9節	旅費	2,227
10節	交際費	35
11節	需用費	15,818
12節	役務費	5,079
13節	委託料	23,199
14節	使用料及び賃貸料	7,463
18節	備品購入費	1,570
19節	負担金補助及び交付金	2,728

(エ) 国又は他の地方公共団体との連絡活動

全国人事委員会連合会

全国人事委員会連合会とは、都道府県、指定都市及び特別区等の人事委員会で構成され、人事委員会相互の連絡を緊密にし、協力して人事行政制度の円滑なる運営を図り、地方自治の本旨の実現に資することを目的とした組織です。

年月日	会議名	開催地
平成18年6月2日	第111回総会	東京都
平成18年7月18日	第49回公平審査事務研修会	福岡県
平成18年11月9日	第112回総会	和歌山県

大都市人事委員会連絡協議会

大都市人事委員会連絡協議会とは、政令指定都市、東京都及び特別区の人事委員会で構成され、加盟人事委員会相互の連絡を緊密にし、協力して人事行政制度の円滑なる運営を図り、地方自治の本旨の実現に資することを目的とした組織です。

年月日	会議名	開催地
平成18年4月13日	委員長会議	神戸市
平成18年7月27日	事務局長会議	静岡市
平成18年8月22日	委員長・事務局長合同会議	仙台市
平成18年10月26日	職員研修会(給与関係)	東京都
平成18年11月9日	課長会議	北九州市
平成19年1月18日	課長会議	京都市
平成19年1月31日	職員研修会(公平関係)	福岡市
平成19年2月7日	職員研修会(任用関係)	さいたま市

イ 職員団体の登録の状況（平成19年3月31日現在）

人事委員会は、地方公務員法第53条第5項の規定に基づき、職員団体からの登録申請を受けた場合は、構成員や規約等を確認し、登録を行います。

登録年月日	職員団体名
昭和41年10月11日 昭和26年9月27日	横浜市従業員労働組合（市従）
昭和41年10月11日 昭和26年5月11日	横浜市教職員組合（浜教組）
昭和41年10月11日 昭和26年5月11日	横浜市立大学病院従業員労働組合（医従）
昭和41年10月11日 昭和26年5月11日	横浜市立高等学校教職員組合（浜高教）
昭和44年9月12日	横浜市立小中学校長副校長組合（浜管組）
昭和52年9月28日	横浜学校労働者組合（横校労）
昭和56年12月24日	神奈川県学校事務労働組合・横浜
平成2年8月1日	自治労横浜市従業員労働組合（自治労横浜）
平成2年2月19日	学校事務職員労働組合神奈川横浜支部

(注) 登録年月日欄の下段の年月日は、昭和40年の地公法改正による切り替え登録がなされる前の登録年月日です。

ウ 管理職員等の範囲の指定（平成19年3月31日現在）

管理職員等と管理職員以外の職員とは、地方公務員法第52条第3項ただし書の規定により、同一の職員団体を組織することができないとされています。

管理職員等の範囲については、地方公務員法第52条第3項ただし書き及び第4項の規定で、人事委員会規則で定めることとされていることから、本委員会では「管理職員等の範囲を定める規則」を定めています。管理職員等の職にあたる職員数は1,273人になります。

エ 労働基準監督機関としての職権の行使

人事委員会は、地方公務員法第58条第5項の規定に基づき、非現業職員（ただし、労働基準法別表第1の第11号、第12号及び号外の官公署に勤務する職員）の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権を行使することを定められています。

(ア) 対象事業所（平成19年3月31日現在）

号別区分等	11号 (郵便・電気通信業)	12号 (教育・研究・調査)	号外	計
事業所数	0	544	225	769

(イ) 特定機関等の設置及び検査状況（平成19年3月31日現在）

区分	ボイラー	第一種圧力容器	クレーン	ゴンドラ
設置数	6	5	0	1
性能検査	6	5	0	1
落成検査	0	0	0	0

オ 職員の苦情の処理の状況

平成16年6月の地公法改正に伴い、平成17年4月から、職員が意欲を持ち、安心して職務に専念できるよう、職員から勤務条件その他の人事管理に関して相談を受ける職員相談を実施しています。相談は面談を原則とし、人事制度などについての説明や本人に対する助言、必要に応じて所属や関係部署への情報伝達、調査・照会依頼などを行います。

(ア) 相談件数（平成18年度）

区分	件数
給与	2件
旅費	0件
勤務時間	2件
休暇	0件
執務環境	0件
厚生福利	0件
サービス	0件
転任	3件
任用	0件
セクシュアル・ハラスメント	0件
いじめ・嫌がらせ	0件
その他	3件
計	10件

(イ) 処理状況（平成18年度）

処理内容	件数	
相談者から事情を聴取し制度の説明や助言をおこなったもの	1件	
相談者に当局との話し合いを勧めたもの	0件	
相談者の申出内容を当局に伝えたもの	行政運営調整局 人事組織課	0件
	所属人事担当課	6件
当局に調査・報告を依頼したもの	0件	
その他	3件	
計	10件	

【参考】 根拠法令

地方公務員法（抜粋）

（人事行政の運営等の状況の公表）

第五十八条の二 任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならない。

3 地方公共団体の長は、前二項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第一項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない。

横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成 17 年 2 月 25 日
条例第 2 号

横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例をここに公布する。

横浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 58 条の 2 の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第 2 条 任命権者は、毎年 10 月末日までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第 3 条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (8) その他市長が必要と認める事項

(人事委員会の報告の時期)

第 4 条 人事委員会は、毎年 10 月末日までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(人事委員会の報告事項)

第 5 条 人事委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の競争試験及び選考の状況
- (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
- (3) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (4) 不利益処分に関する不服申立ての状況
- (5) その他市長が必要と認める事項

(公表の時期)

第 6 条 市長は、第 2 条及び第 4 条の規定による報告を受けたときは、毎年 11 月末日までに、第 2 条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第 4 条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第 7 条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 横浜市報に登載する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

【お問合せ先】

人事行政の運営の状況

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況 ...行政運営調整局人材組織部人事組織課(: 045-671-2173)
- (2) 職員の給与の状況 ...行政運営調整局人材組織部職員課(: 045-671-2157)
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況...行政運営調整局人材組織部職員課(: 045-671-2157)
- (4) 職員の分限及び懲戒処分 of 状況 ...行政運営調整局人材組織部人事組織課(: 045-671-2072)
- (5) 職員のサービスの状況 ...行政運営調整局人材組織部人事組織課(: 045-671-2072)
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- ア～ウ ...行政運営調整局人材組織部人材開発課(: 045-662-2923)
- エ ...行政運営調整局人材組織部人事組織課(: 045-671-2173)
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況 ...行政運営調整局人材組織部職員課(: 045-671-3915)

人事委員会の業務の状況

...人事委員会事務局調査課 (: 045-671-3346)